別表二を削る。

三十七	コンピューテッドラジオグラフ
三十八	X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ
三十九	X線平面検出器
四十	麻酔システム
四十一	閉鎖循環式麻酔システム
四十二	混合ガス麻酔器
四十三	医用ガス調整器
四十四	ポータブル麻酔ガス送入ユニット
四十五	吸入無痛法ユニット
四十六	電気麻酔用刺激装置
四十七	麻酔ガス送入ユニット
四十八	高周波処置用能動器具
四十九	汎用血液ガス分析装置
五十	レーザー処置用能動器具
五十一	パルスホルミウム・ヤグレーザ
五十二	血球計数装置
五十三	ディスクリート方式臨床化学自動分析装置
五十四	免疫発光測定装置
五十五	体内式衝撃波結石破砕装置
五十六	体内挿入式レーザ結石破砕装置
五十七	体内挿入式超音波結石破砕装置
五十八	体内挿入式電気水圧衝撃波結石破砕装置
五十九	圧縮波結石破砕装置
六十	微小火薬挿入式結石破砕装置
六十一	体内式結石破砕治療用単回使用超音波トランスデューサアセンブリ
六十二	腎臓ウォータージェットカテーテルシステム
六十三	体内挿入式結石穿孔破砕装置
六十四	X線透視型体内挿入式結石機械破砕装置
六十五	体外式結石破砕装置
六十六	高周波病変プローブ
六十七	高周波病変ジェネレータ
六十八	汎用画像診断装置ワークステーション
六十九	中心静脈留置型経皮的体温調節装置システム
七十	血液照射装置
七十一	睡眠評価装置
七十二	新生児モニタ
七十三	胎児心臓モニタ
七十四	汎用人工呼吸器
七十五	高頻度人工呼吸器
七十六	陰圧人工呼吸器
七十七	成人用人工呼吸器
七十八	新生児・小児用人工呼吸器

○厚生労働省告示第二百三十号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三条第一号イ中「又は」の下に「その所在地の都道府県内のへき地における」を加え、同条第三号イ中「派遣日数」の下に「（当該へき地病院が次項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）」を、「診療日数」の下に「（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）」を加える。

第三条の次に次の一項を加える。

2　当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　当該業務を行う病院の構造設備　当該業務を行う病院が、当該へき地医療拠点病院がその医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が当該へき地における巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れるための病室その他当該へき地の医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

二　当該業務を行うための体制　当該業務を行う病院が、その所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地の医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。この場合において、当該業務を行う病院は、当該へき地医療拠点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係る当該へき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が当該へき地における巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。

三　当該業務の実績　医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ　当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日以上であること。

ロ　当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。）が百六日以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日以上であること。

○厚生労働省告示第二百三十一号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の二第三項第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等（平成二十四年厚生労働省告示第三百七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久